

裁 定

関係当事者

申 請 人

高知県須崎市緑町15番10号
よさこいケーブルネット株式会社
代表取締役 西内 正

申請に係る放送事業者

岡山県岡山市北区柳町2丁目1番1号
テレビせとうち株式会社
代表取締役 大田 弘之

平成22年6月24日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第13条第3項の規定に基づき、よさこいケーブルネット株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主 文

テレビせとうち株式会社は、同社のテレビジョン放送をよさこいケーブルネット株式会社が再送信することに同意しなければならないとは認められない。

理 由

1 申請の概要

申請者は、平成7年12月5日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、高知県土佐市及び須崎市において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「テレビせとうち」という。）のテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成22年6月24日付けで本件申請を行った。

申請の概要は、下述のとおりである。

(1) 申請に係る再送信の概要

- ア 再送信しようとするテレビジョン放送
テレビせとうち所属西讃岐テレビジョン中継局の放送
- イ 再送信の業務を行おうとする区域
高知県須崎市全域、高知県土佐市全域
- ウ 再送信の実施の方法
同時再送信による放送
- エ 申請者が希望する再送信の開始日
裁定あり次第速やかに

(2) 協議の経過

申請者は、平成15年1月29日から7年以上にわたり、継続的に協議を重ねてきた。また、並行して、高知県内の地元放送事業者とも協議を行った。申請者は、平成21年4月には歩み寄る余地がないことをテレビせとうちと相互に確認するに至り、その後も社団法人日本民間放送連盟のあっせんにより協議を試みたが奏功しなかった。

申請者は、テレビせとうちとの間で放送の地域性に係る意図、番組編集上の意図等に関する対立はないとし、また、テレビせとうち側が地元放送事業者の同意がなければ再送信に同意しないとの態度を崩さなかったため、円満解決のため地元放送事業者とも協議を重ねたが最終的に協議が調わなかったとしている。

2 申請に係る放送事業者の意見の概要

テレビせとうちが、平成23年3月18日付けで有線テレビジョン放送法（以

下「法」という。)第13条第4項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

(1) 協議の経過

平成15年からの申請者との協議の大半は地元放送事業者の理解を得るべくして行われ、環境整備のための協議に時間を費やし、当事者間で「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」(以下「再送信ガイドライン」という。)(平成20年4月策定)に沿った協議は実質的に行われていない。裁定申請後も協議が継続中である旨総務省に回答しており、申請者とのやりとりもある。テレビせとうちは実質的に協議を継続中との認識であり、誠実に交渉を継続する意思もある。

したがって、法及び再送信ガイドラインにおける大臣裁定申請の要件である「協議が調わなかった場合、あるいは協議を行うことができなかった場合」には該当しない。

(2) 法第13条第2項本文の同意をしない理由

①放送の地域性に係る意図の侵害

ア 放送の地域性に係る意図の侵害

テレビせとうちは、放送対象地域における放送を前提にサービスを行っており、災害報道において放送対象地域内の地方自治体と連携を深めるなど、地域に根ざした番組作りを行っている。区域外再送信は、地域密着との放送目的から大きく外れており、テレビせとうちの放送の地域性に係る意図を侵害するものである。

イ 地域間の関連性に係る受信者の利益

- ・申請者が再送信の業務を行おうとする区域は高知県須崎市全域と土佐市全域であり、高知県はテレビせとうちの放送対象地域である岡山県・香川県と隣接しておらず、高知県境から70~80キロメートルも離れた地域にある。このような地理的關係は、再送信ガイドラインにおける「一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる地域」である。

- ・両地域間における人・物等の交流は薄く、申請者が再送信を求める高知県須崎市全域と高知県土佐市全域の受信者の生活にとって、テレビせとうちの放送対象地域である岡山県・香川県の情報が必要であるとまで到底考えられない。
- ・須崎市、土佐市の商圈は高知市及びその近郊にとどまっている。
- ・テレビせとうちの各中継局の電波については、高知県内におけるスピルオーバーはない。
- ・須崎市内、土佐市内において申請者を始めとして他の有線テレビジョン放送事業者、共聴施設等でテレビせとうちの放送を受信している事例はない。申請者の業務区域においてテレビせとうちの視聴実態、視聴習慣も存在しない。申請者に対して過去にアナログ放送の再送信について同意したことはなく、デジタル放送について同意しないことにより、既存の受信者が不利益を受けることはない。

ウ 侵害の程度と受信者の利益の程度との比較衡量

テレビせとうちの放送対象地域と申請者の業務区域との関連性が非常に薄いため受信者の利益がないに等しいのに対し、高知県においてテレビせとうちの放送が再送信されることにより、テレビせとうちの放送の地域性に係る意図が侵害される。

また、放送の地域性に係る意図の侵害の程度は、受信者の利益の程度との比較衡量上受忍限度を超えている。

②放送番組の販売収入の減少

テレビせとうちは希望する放送事業者に対して番組を販売しており、地元放送事業者の了解が得られないまま申請者による再送信同意を行った場合、番組販売収入が大幅に減少し、放送基盤の根幹を揺るがす重大な問題となる。

3 判断

申請者の大臣裁定申請に係る処分を決定する上で検討すべき以下の3点について、下述(1)から(3)までのおり判断を行った。

- ・申請者の大臣裁定申請は、法第13条第3項に定める申請要件を満たしている

か。

- ・放送の地域性に係る意図の侵害については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。
- ・経済的利益の侵害については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。

(1) 協議継続中のため大臣裁定申請の要件を満たしていないとしていることについて

テレビせとうちの主張は2(1)のとおりである。これについて、申請者による裁定申請後、申請者とテレビせとうちの間における連絡状況は次のとおりである。

- ・大臣裁定申請後、テレビせとうちが協議未了を主張したことを受け、総務省は平成22年9月29日にテレビせとうちに対し、協議を進めることを打診した。それを受けて、同年10月4日にテレビせとうちが申請者に協議再開の連絡をしたものの、テレビせとうちが協議再開について検討するとしたまま、その後約4ヶ月間連絡が取られない状況が発生した。
- ・平成23年1月27日付けで総務省はテレビせとうちに協議状況の確認文書を発出した。その直後の同年2月1日にテレビせとうちが申請者に協議再開を申し入れたものの、同年2月19日に申請者は、応じない旨書面で回答した。なお、テレビせとうちは同年2月18日に同年7月までに期限を区切った協議を行うことを提案している。その後、同年3月1日以降、相互に連絡が取られていない状況である。
- ・同年3月18日付けのテレビせとうちの意見書において、地域関連性が薄い等として、不同意の旨を明示した。
- ・テレビせとうちは同年4月7日の有線放送部会における意見聴取において、当事者間の協議を再開する場合に歩み寄りが可能であるかどうかの質問に対し、同年7月までの同意にこだわらない柔軟な協議を実施すること、受信点を業務区域内に設けないことについても柔軟に検討すること及び期間を限定した同意を提案することを回答した。
- ・しかし、実際にはその後の審議中(同年4月7日～6月16日時点)に申請者に対して当該提案を行っていないことが確認された。

テレビせとうちは協議中であることを主張しながらも、平成22年10月から約4ヶ月間、申請者に連絡を取らないなど積極的に協議を進めたとは言いがたく、平成23年4月7日の有線放送部会における提案についても、協議の期限を同年2月18日に提案した内容から先延ばしにするものとされていること、受信点はもともと業務区域内では確保できないことが明らか

であり、協議の過程においても受信点の設置場所を争点としていなかったことから、当事者間の協議不調の現状を打開する新たな提案とはならない。また、期間を限定した同意についても、その後、協議が行われていないことから、事実上協議が調わない状況であると認められ、法第13条第3項において「有線テレビジョン放送事業者（略）は、放送事業者（略）に対し、前項本文の同意（略）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。」と規定される裁定申請の要件を満たしていると認められる。

(2) 放送の地域性に係る意図の侵害を理由に再送信に同意をしないとしていることについて

テレビせとうちの主張は、2(2)①のとおりである。

テレビせとうちの放送の地域性に係る意図の侵害の程度及び受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要地域情報を取得できること）の程度について、地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、その他地域間の関連性を示す要素も併せて考慮し、当該再送信による放送の地域性に係る意図の侵害が正当な理由に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

① 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

放送の地域性に係る意図の侵害の程度については、地上放送は放送普及基本計画において、放送対象地域における地域住民の要望に応える放送が求められていることを前提とし、テレビせとうちの放送が申請者の業務区域において再送信された場合に起こり得る侵害について評価を行った。

テレビせとうちは、2(2)①アに加え、平成23年5月9日付けの追加資料において、再送信による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、テレビせとうちの放送対象地域を対象として放送を行っており、区域外再送信の場合には、災害発生時の報道において適切な情報提供ができないこと、放送対象地域外における視聴者の住民感情に配慮した番組編成が行えないこと、放送対象地域内の視聴者を前提とした放送番組における各種の応募等に対応できないことを主張し、テレビせとうちの放送対象地域と経済的、地域的関わりがない申請者の業務区域においては、放送の地域性に係る意図と明らかに異なるものが求められるとし、申請者による区域外再送信について消極的な考えを明らかにしている。

放送の地域性に係る意図は、広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図にとどまるものであり、番組編集上の意図の中核を占める放送

番組の同一性やチャンネルイメージに比べて保護すべき必要性は相対的に低いため、受信者の利益の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断する。なお、その侵害は消極的な意図の侵害であるため、性質上必ずしも説明を求められるものではない。

テレビせとうちの放送の地域性に係る意図の侵害に係る上述の主張については、区域外再送信が行われる全ての事業者について生じうるものであり、テレビせとうちの番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとはまでは言えないが、放送の地域性に係る意図の侵害を一定程度認めることはできるものである。したがって、当該放送の地域性に係る意図の侵害が再送信に係る受信者の利益（下述②）の程度との比較衡量上受忍限度を越えるか否かにより、当該侵害が再送信に同意をしない正当な理由に当たるか否かを判断する。

② 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

地域間の関連性に係る受信者の利益については、申請者の業務区域とテレビせとうちの放送対象地域とは隣接する市町村ではないが、一見明白に遠方にあるとは認められないことから、テレビせとうち及び申請者からそれぞれ提出された人・物等の交流状況やその他地域間の関連性を示す要素に基づき評価を行った。

申請者の業務区域とテレビせとうちの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成17年国勢調査によれば、須崎市及び土佐市から岡山県・香川県への通勤・通学者数はそれぞれ7人及び8人であり、当地に常住する全通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.04%及び約0.06%である。また、岡山県・香川県から土佐市及び須崎市への通勤・通学者数はそれぞれ6人及び7人であり、当地での通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約0.04%及び約0.05%である。両地域間の通勤・通学者数はいずれについても極めて少なく、割合としても極めて小さい。

両地域間の経済的取引関係に関し、消費活動についてのデータをみると、須崎市民及び土佐市民のうち、買回品（紳士服、婦人服、靴・鞆）の買物先を香川県又は岡山県とする者の割合は、土佐市民で1.5%以下、須崎市民で0.1%以下（高知県、平成17年度「県民消費動向調査報告書」）であり、極めて小さい。

上述の状況を始め、両事業者が提出した資料における事実関係からみて、受信者による生活等に必要な地域情報の取得の面からみた両地域間

の人の移動や消費活動等に係る交流は極めて少ない。

さらに、申請者の業務区域にテレビせとうちの放送のスピルオーバーがないこと、また、両地域間の歴史的経緯について特別な地域関連性をうかがわせるものはないこと、申請者の業務区域においてはテレビせとうちの放送の視聴習慣・視聴実態もないことなどから、両地域間の関連性は、受信者が再送信によって自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性という点では極めて小さいと言わざるを得ない。

③ 放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

①により、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である放送の地域性に係る意図の侵害が、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度認められるのに対し、②により、受信者の利益については、受信者が再送信によって自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性という点で極めて小さい。したがって、放送の地域性に係る意図の侵害の程度と、その放送の再送信に係る受信者の利益の程度を比較衡量した総合的な判断として、テレビせとうちの放送の地域性に係る意図の侵害の程度が受忍限度内にあるとは言えない場合に当たり、再送信に同意をしない正当な理由があると認められる。

(3) 経済的利益の侵害を理由に再送信に同意をしないことについて

テレビせとうちの主張は、2(2)②のとおりである。しかしながら、この主張は、放送事業者の番組編集上の意図と関わるものではなく、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

4 結論

以上のとおり、テレビせとうちが、申請者に対し、テレビジョン放送の再送信に同意をしない正当な理由があると認められるため、主文のとおり裁定する。

平成23年6月21日

総務大臣 片山 善博